

売買春に係る規制の在り方検討会（第3回）

東京都女性相談支援センターにおける 女性への支援の状況等について



令和8年4月23日（木）
東京都女性相談支援センター
所長 高岸 聡子

東京都女性相談支援センターの根拠法令等

■ 東京都女性相談支援センター条例

■ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和4年5月25日制定・令和6年4月1日施行

従前の根拠法であった
「売春防止法」の第3章、
第4章（保護更生）が廃止

■ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 （DV防止法）

第3条 都道府県（女性相談支援センターその他適切な施設）に「配偶者暴力相談支援センター」を設置

■ ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）

第9条1項 女性相談支援センターその他適切な施設による支援

■ 人身取引対策行動計画2022

「女性相談支援センター」において人身取引被害者女性の保護・援助等を実施

女性支援法における3つの支援の枠組み

■女性相談支援センター

都道府県：必置 → 東京都では、本所と支所を設置

■女性相談支援員

都道府県：必置（置くものとする）

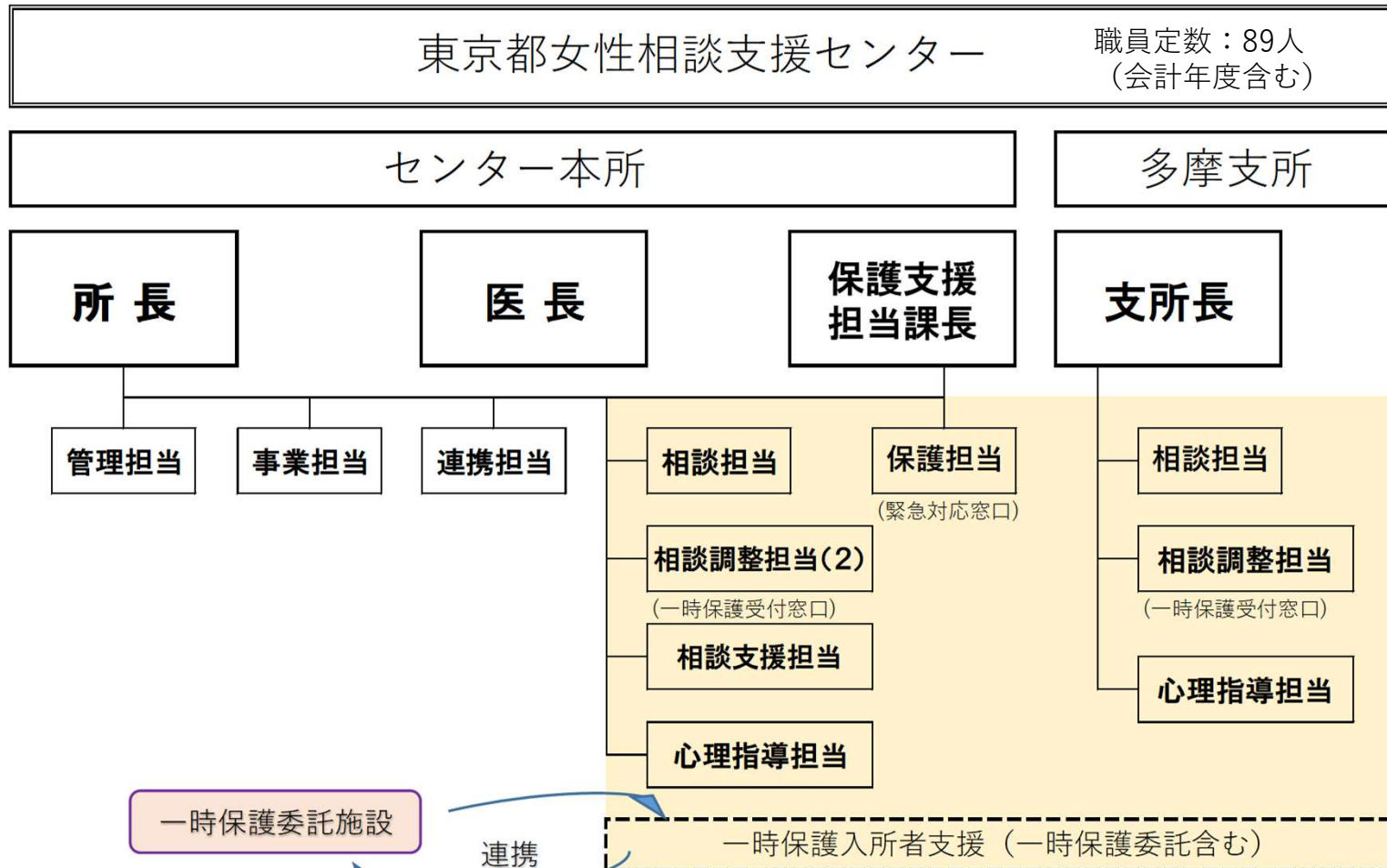
区市町村：努力義務（置くよう努める）

→ 東京都では、全区市に配置されている

■女性自立支援施設

都道府県：設置可・委託可 → 東京都内には5施設設置

東京都女性相談支援センターの組織



令和8年4月1日現在

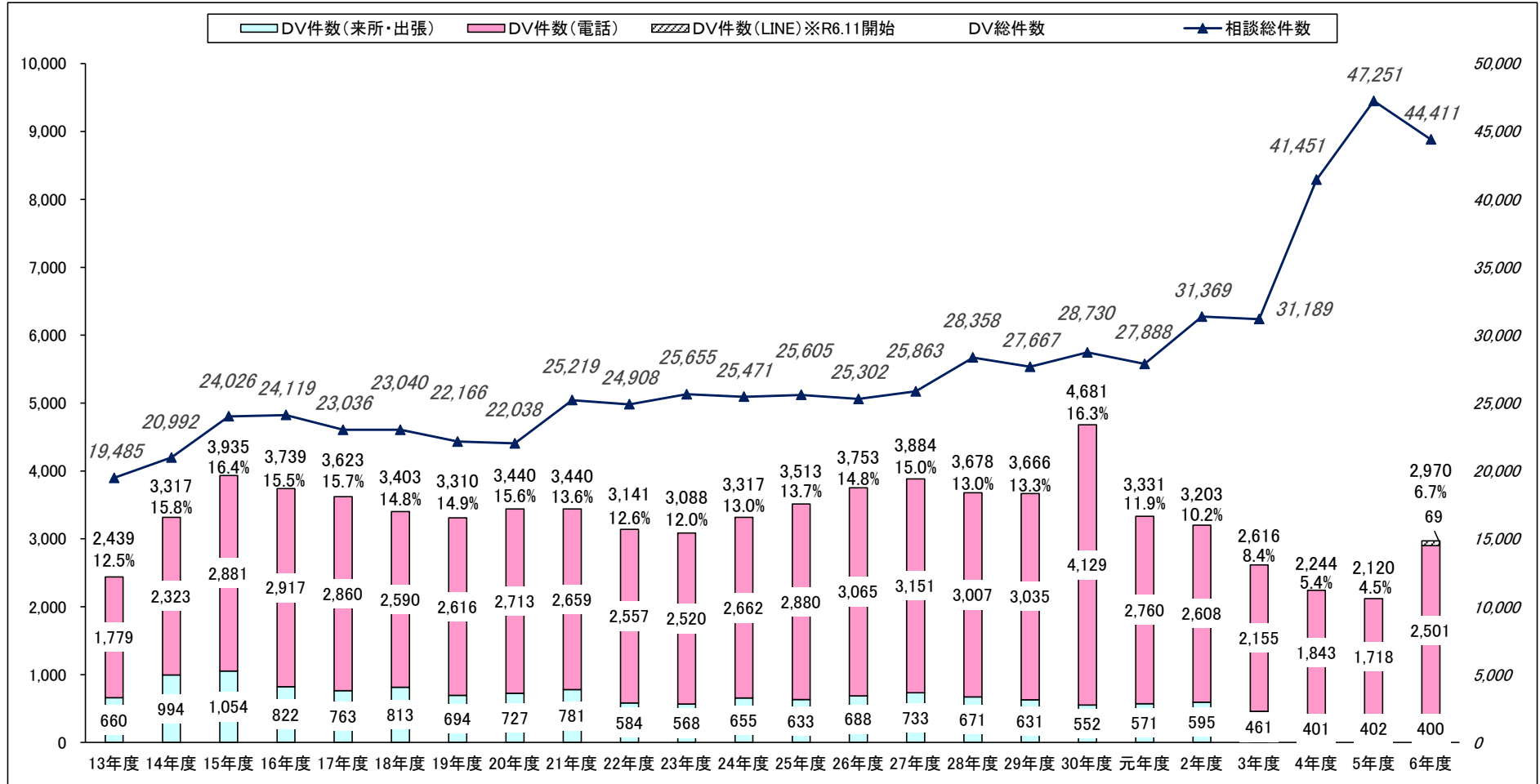
★女性相談支援センター及び一時保護委託施設の所在地は秘匿

東京都女性相談支援センターの業務内容

- **相談業務**（電話・来所・出張・LINE相談）
本所：月～金 9:00～21:00 土日祝日・年末年始 9:00～17:00
支所：月～金 9:00～16:00
その他の時間帯は緊急対応（365日24時間対応）
LINE相談：毎日 14:00～20:00（年末年始除く）
- **医学的・心理学的支援**
- **一時保護業務**（365日24時間対応）
- **女性自立支援施設への入所措置決定**
- **広報・啓発活動・研修 等**
- **関係機関との連絡調整 等**
- **配偶者暴力相談支援センター機能**（保護命令利用の支援、証明書発行等）

相談件数の推移

%は総件数に占めるDV件数の割合



一時保護の実施状況（令和6年度）

■ 保護実件数

単位：件

本人			同伴児童等	合計
単身	母子	計		
337	139	476	220	696

■ 一日平均保護人数 : 35.2人

■ 1人平均保護日数 : 19.0日

一時保護の主訴（令和6年度）

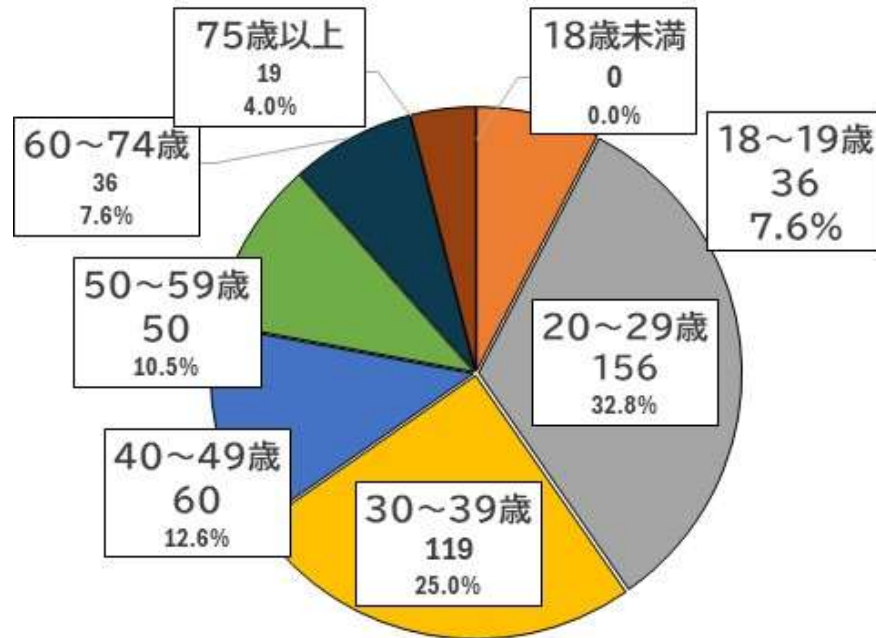
単位：件

	人間関係								経済関係	医療（健康）		住宅関係	人身取引被害者関係	その他	合計		
	夫婦の関係		親族関係		男女関係		職場・近隣			生活困窮、借金・サラ金	妊娠・出産					その他	居所なし等
	DV	その他	親・子供の暴力	その他	ストーカー被害	その他	異性の交際相手・知人等の暴力	その他									
件数	244	0	52	8	7	1	32	1	2	3	0	113	0	13	476		
割合（%）	51.1	0.0	10.9	1.7	1.5	0.2	6.7	0.2	0.4	0.6	0.0	23.7	0.0	2.7	100		

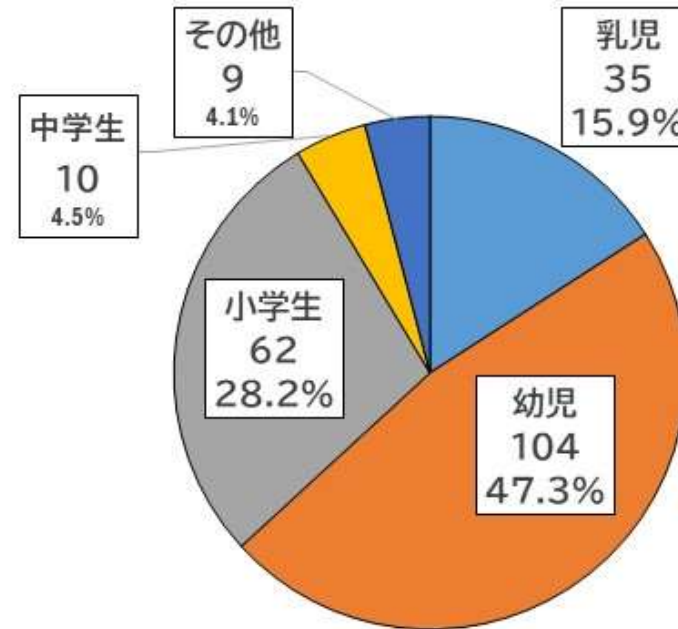
暴力被害：68.9%

一時保護利用者の年齢別状況（令和6年度）

本人（476件）



同伴児童等（220件）



一時保護利用者の退所先状況（令和6年度）

	社会福祉施設等			女性自立支援施設	医療機関	帰宅等		就職	無断退所	その他		合計
	母子生活支援施設	生活保護等の施設	福祉事務所等移送 その他			帰宅	帰郷・親族引取り			住宅入居等	その他	
件数	33	144	41	38	28	55	32	2	6	19	70	468
割合 (%)	7.1	30.8	8.8	8.1	6.0	11.8	6.8	0.4	1.3	4.1	15.0	100

注) 令和5年度から継続して入所し、令和6年度中に退所した件数を含む。

女性相談支援センターの一時保護業務

■対象者：緊急に保護をすることが必要と認められる女性
(同伴者含む)

●困難な問題を抱える女性

(生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家族関係破綻など、様々な問題を抱える女性)

●DV防止法被害者等暴力被害者 (夫等からの暴力から避難する女性)

●人身取引被害を受けた女性

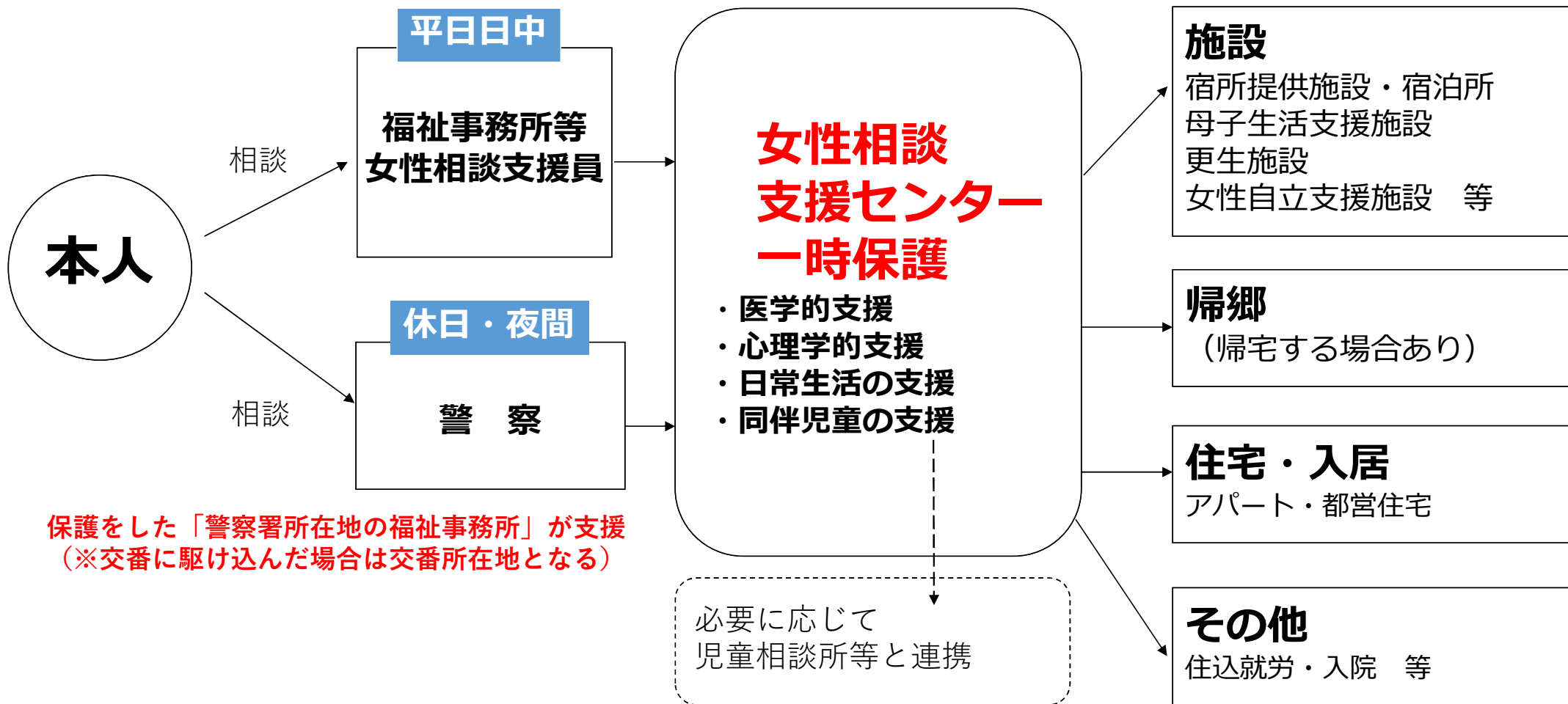
●ストーカー被害を受けている女性 など

■利用期間：概ね2週間を目安

※緊急性があること、本人が一時保護を希望していることが必要

※基本は区市女性相談支援員、夜間休日は所轄警察署からの依頼により入所

一時保護の入所から退所まで



関係機関との連携

■ 福祉事務所等（女性相談支援員・生活保護担当）との連携

- ・一時保護入所前～退所後の支援 等

■ 警察との連携

- ・DV被害者の保護 等

■ 児童相談所・子供家庭支援センターとの連携

- ・母子支援が必要な場合の対応、退所後の地域による見守り・支援 等

■ その他

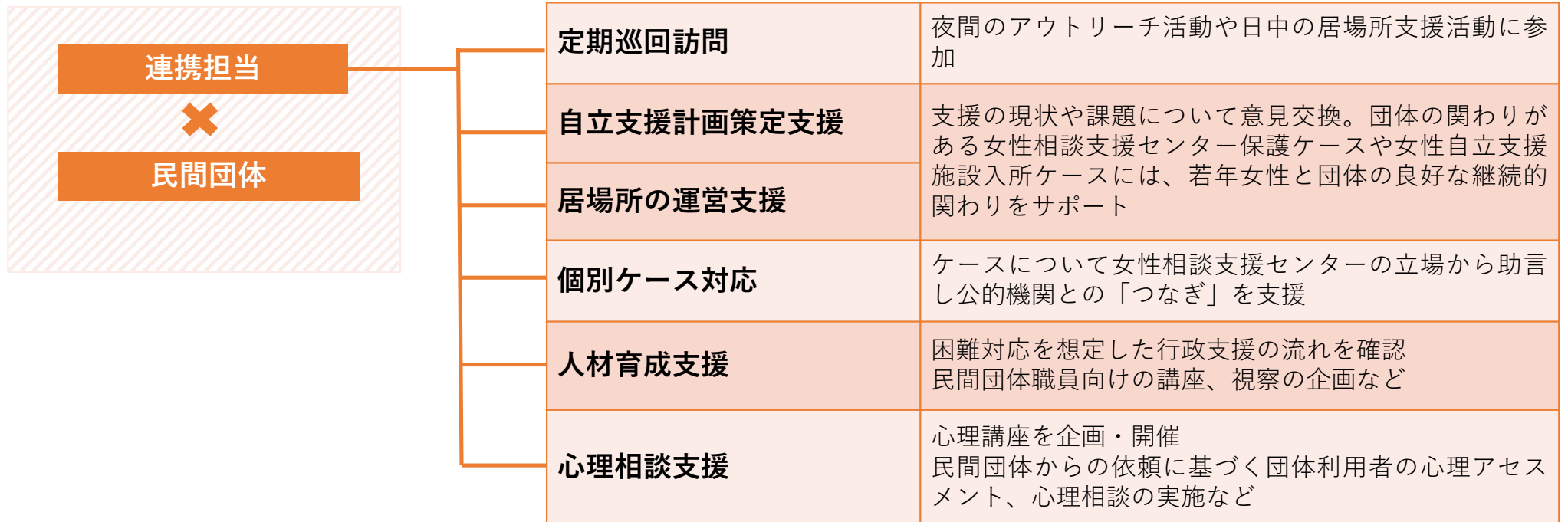
- ・保護命令申立・書面提出依頼 ⇒ 地方裁判所
- ・法律相談 ⇒ 法テラス、弁護士等
- ・人身取引被害者女性の支援 ⇒ 出入国管理局、大使館 など

民間団体と連携・協働した女性支援

◆令和5年7月に担当部署を新設し、東京都若年被害女性等支援事業に取り組む民間団体と連携・協働した女性支援を開始

(連携・協働体制)

(主な取組)



※東京都若年被害女性等支援事業は、令和8年度から東京都官民協働等女性支援事業として実施